

監査公表第 9 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、公の施設の指定
管理者監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成19年8月8日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	高	野	新一

公の施設の指定管理者監査結果報告

1. 監査の種別

公の施設の指定管理者監査

2. 監査の対象

(1) 敦賀市福祉総合センター

(2) 敦賀市立やまびこ園及び敦賀市立知的障害者通所授産所

3. 監査実施年月日

平成19年 7 月 20日 (金)

4. 監査の範囲及び方法

平成18年7月1日から平成19年3月31日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、帳票及び帳簿等の審査を行うとともに、関係者から提出資料に基づく説明を聴取した。併せて、各施設の実地検分を行った。

5. 監査の結果及び所見

各施設の管理に係る出納その他の事務について、報告書、勘定元帳、支出命令票、預金通帳、貸借対照表等関係書類を突合等により審査した結果について施設別に指摘する。

(1) 敦賀市福祉総合センターについて

指定管理者 社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会

主管課 福祉保健部地域福祉課

指定管理者は、指定管理者業務仕様書に明記されているとおり、敦賀市の所有に属する物品については、敦賀市財務規則の管理の原則及び分類に基づいて管理するものとされており、また、財務規則に定められた備品台帳を備えて、その保管にかかる物品を整理しなければならないことになっているにもかかわらず、敦賀市財務規則に定められた備品台帳もなく、また、備品の有無、所在も明確に整理されていない。早急に改善するよう指導願いたい。

(2) 敦賀市立やまびこ園及び敦賀市立知的障害者通所授産所について

指定管理者 社会福祉法人 敦賀市社会福祉事業団

主 管 課 福祉保健部地域福祉課

- ① 個人の立替払いが行われ会計処理されていたが、立替払いが頻繁に行われると不明瞭の元となることから、個人の立替は極力行わないよう指導されたい。
- ② 指定管理者は、指定管理者業務仕様書に明記されているとおり、敦賀市の所有に属する物品については、敦賀市財務規則の管理の原則及び分類に基づいて管理するものとされており、また、財務規則に定められた備品台帳を備えて、その保管にかかる物品を整理しなければならないことになっているが、備品台帳は備えられているものの、殆んど整理されてなく、また、備品表示票の添付もされてなく、備品の有無・所在も明確に整理されていない。早急に改善するよう指導願いたい。